

## 修正合算番号単価及び修正番号単価の算定（案）

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第 27 条に基づく総務省告示第 429 号（平成 18 年 7 月 31 日。以下「番号告示」という。）第 3 条により修正合算番号単価及び修正番号単価を算定した結果は、下記 1 のとおりであり、この算定結果に基づき下記 2 のとおり取り運ぶこととしたい。

### 記

#### 1 修正合算番号単価及び修正番号単価算定結果

##### （1）修正合算番号単価の算定

合算番号単価の修正は行わない。

令和 4 年度の修正合算番号単価については、番号告示に基づき算定した結果、最終算定月が令和 4 年 11 月と予測される（別紙 1 参照）ことから合算番号単価（2 円）は修正しないこととする。

##### （参考）

- 1 最終算定月とは、当該年度に補填すべき金額を徴収額が超える月をいう。
- 2 合算番号単価は、算定規則及び番号告示に基づき、原則として、
  - ・ 1 月番号分（4 月支払分）から 6 月番号分（9 月支払分）までは、毎年度認可する交付金の額等の認可の前提として毎年 9 月に算定。
  - ・ 7 月番号分（10 月支払分）から最終算定月番号分（通常は 12 月番号分（3 月支払分））までは、毎年 4 月に算定。
- 3 毎年 9 月の算定は次年度の合算番号単価を定める基本的な算定であるのに対し、毎年 4 月の算定は当該年度における負担金の徴収を調整するための調整的な算定であって、合算番号単価は、毎年 9 月の算定で年度分を確定することを基本として運用している。
- 4 番号単価は原則として算定対象年度の 4 月に修正するものとされており、最終算定月が算定対象年度の 9 月以前又は 3 月以降となると見込まれるときにあつては修正合算番号単価を用いるとされている。（番号告示 第 3 条第 2 項）

## (2) 修正番号単価の算定

番号単価については、各適格電気通信事業者に係る徴収必要額を調整するため以下のとおり修正する（別紙2及び別紙3参照）。

NTT東日本 1. 18295577円  
（現行 1. 18215946円）

NTT西日本 0. 81704423円  
（現行 0. 81784054円）

## (3) 適用の時期

令和4年7月から適用する。

## 2 今後の取り扱い

総務大臣へ通知	4月27日以降速やかに
負担対象事業者へ通知	同 上
ホームページ等に掲載	同 上